時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヲ直接ニ郵便ニテ郵送スル者ノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	二厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	三厘
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢九厘五毛
			五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

政權と貴族（前號の續き）

西洋の貴族が其人爵を世襲するの故を以て代々上院に出席し重大なる國の政務に與るも自ら古來の習慣なれば今さら如何ともす可らざるは當然の勢ならんなれども然れども他の一方より考ふるに人爵は相傳へて子々孫々其榮譽を享けて差支なきに相反し賢不肖德不德は全く本人一已に限る話なれば賢人の子其父に似ずして謂ゆる不肖ある者比々皆是なるに獨り人爵の一家相傳たるを以て併て議政の權までも相傳たらしめんとするは理に於て許す可らざる次第あり斯く論じ來れば西洋に於て世襲貴族が上院の出席權と世襲にするは不都合至極あるが如くなれども爰に今日までの來歷を尋ぬるに其昔は貴族の一門大小の政權を專にして之と人民に頒たざりしは勿論、一切公私の權力は悉く已れの掌裡に收め生殺與奪も心の儘なる次第にして其甚しきは一國の王者と雖も貴族の旋扈に苦められ政敵の實力は總て其手に渡り王者は虛器を擁するの姿なりしに其間人民も貴族壓制の苛酷なるに不平を鳴らし或い理に訴へ或は力を恃んで貴族の公私權を殺がんとしたるい西史に云ふ民權の運動はして之が爲めには革命內亂、血を流し人を殺したる其顚末慘毒にして聞くに堪へざる者少からず而して今日に至りては私權の畢先づ熄んで法律の眼に公侯庶人の區別なく人は悉く平等に歸したるに相反し公權の不同は全く其跡を收めずして互の軋轢今に依然さるが如くなれども是も往日に較ぶれば貴族は倍々其公權を奪はれて今も尙は失ひつゝあるに相違なければ其結局い公權も私權同樣、平等均一に至る可きは無論れ話として彼の英國は貴族が上院出席の權と世襲にするも理の正面より見ればみな不都合もある者なれ倩々實際に就て其態を窺へば貴族い既に其公權の多分を奪はれ昔の餘波に今は獨り上院出席の世襲權を保持するに外ならず我輩は世人が英國貴族政權の不同を論ずるに於て理の一邊より之を貴めず暫く今日までの成行を顧みて勸辨ならんとを願る者なり

右の如く英國の現場に於ては貴族の政權次第に減去て今い殊に上院出席の世襲權を有するのみありと雖も佛國に於ては公權均一の運動最も烈しくして既に第一共和政の亂に貴族い悉く公權を奪はれ其きは財產を失ひ生命を棄して流離轍轲の其態、見るに忍びざる者少からず爾來共和政廢れて咸い王政と爲り咸い帝政と變じて數回の革命に社會の秩序も之と共に變化し千八百七十一年今の第三共和政府の起るに及んでは國に公權れ不同を許さず國中に貴族の在るを無して甚だ之きは其家有れ財產までも官の爲めに沒收せられ今日の社會に貴族の元素は地を拂て無しと云ふも可なり即ち公權均一の事に就き佛人の運動は英人よりも過激なりしを知る可し之と要するに英國に於ては私權先づ平等に歸して公權尙は未だ不同の跡を斷たざるに相反し佛國の貴族は公權も私權も一切みれを奪はれて身を容るゝに地なきのみならず其革命は私權平等の爭よりも公權の均一を主眼にしさることなれば爭亂先づ政治の部面に發して世は無政と爲り、公の秩序一旦紊れて私の權利其の據る所を失ひ禍亂の國と害したること之を英國に較べて同日の談にあらず畢竟公權均一の運動、劇しきに過きて其弊害を被りさるものと云ふ可し

此の如く英國の公權均一ハ佛國に比して緩慢なる者なりと雖も爰に英國ハ較べて今に尙は其不同の多少者は日耳曼なる可し日耳曼の帝國建立は僅か十七八年の昔にして均一の運動英國の如くに捗取らざるも怪に足らざれども今日までの變遷は姑く論ぜず唯現在の事相に就て考ふるに普魯西の國王が大小二十六の侯國を併て今の帝國を建てゝるは名は聯邦と云ふと雖も實は封建の治と應去て郡縣に爲しさるに殊あらず各州の王侯が今に尙ゆ公私の特權を有するも是れ唯一部分たるに止まり大體に就て論ずる時は帝國の建立は一種の廢藩置縣たりしが故に爾來中央政府の權力は次第に增して王侯の國勢は日に衰へ若し過激ある革命の破裂もわらば公權の均一佛國の如く一時に起るか將さ然らざるも徐々にして王侯の地位は遂に英國の貴族たるに至る可し今後の成行必ず此の如くならんうと我輩の窃に信ずる所なり且つ日耳曼諸州の王侯は之を王者と云はんよりも寧ろ貴族と稱して當然なるは始めより人の許す所ふして近頃は右の侯伯中既に其產を破り家を失ひ零落の境に沈みさるものもあれば前途の成行亦推して知る可きのみ（未完）

官報

陛下東京市區ノ營業衛生防火及通運等永久ノ利便ヲ圖ル爲メ東京市區改正條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
內務大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義

明治廿一年八月十六日

勅令第六十二號

東京市區改正條例

第一條　東京市區改正ノ設計及每年度ニ於テ施行スヘキ事業ヲ議定スル爲メ東京市區改正委員會ヲ置キ內務大臣ノ監督ニ屬セシム其組織權限ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム」東京市區改正委員會ノ費用ハ市區改正費ヲ以テ之ヲ支辨ス○第二條　東京市區改正委員會ニ於テ市區改正ノ設計ヲ議定シタルトキハ內務大臣ニ具申スヘシ內務大臣ハ審査ノ上內閣ノ認可ヲ受ケ東京府知事ニ付シ之ヲ公告セシムヘシ○第三條　市區改正ノ費用ニ充テル爲メ東京府區部內ニ於テ左ノ特別稅ヲ賦課ス

地租割
營業稅
家屋稅
地租同額以內但耕地ヲ除ク
地方稅十分ノ四以內
雜種稅
同上
幷雜種稅
一清酒
一家屋稅
一營業稅
一地租割

第四條　特別稅滯納者ハ租稅滯納處分法ニ依テ處分スヘシ○第五條　市區改正ノ費用ヲ補助スル爲メ東京府區部內ノ基本財產トシテ即今官用ニ供セサル東京府區部內ノ官有河岸地ハ總テ之ヲ下付ス」此河岸地ヨリ收入スル金額ハ市區改正事業ノ終ルマテ他ニ之ヲ支出スルコトヲ得ス」此河岸地ハ市區改正事業ノ終ルマテ其地租ヲ免除ス」此河岸地ハ東京府區部會ノ議決ヲ得サル場合ニ於テハ賣却讓與スルコトヲ得ス○第六條　市區改正ノ認可ヲ受ケタル東京府知事ハ付シ之ヲ賣却讓與スルコトヲ取リ內務大臣ノ認可ヲ受ケタル市區改正事業ニ關スル收支豫算ヲ立テ東京府區部會ノ議決ヲ取リ內務大臣ノ認可ヲ受ケタル市區改正事業ニ關スル收支豫算ヲ立テ東京府區部會ノ議決ヲ取リ內務大臣ノ認可ヲ受ケタル市區改正費用ニ充テ殘餘ヲ以テ其他ノ改正費用ニ充ツヘシ○第九條　東京府知事ハ每年四月ヨリ翌年三月マテヲ一周年トナシ前年十月マテニ東京市區改正委員會ニ於テ議定シタル市區改正事業ニ屬スル收支豫算ヲ立テ東京府區部會ノ議決ヲ取リ內務大臣ニ具申シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ東京市區改正委員會ニ報告スヘシ○第十條　東京府知事ハ一周年度ノ出納ヲ計算シ精算帳及計表ヲ製シ翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ東京府區部會ニ報告シ然ル後內務大臣大藏大臣及東京市區改正委員會ニ報告スヘシ○第十一條　年度中ニ於テ豫知スヘカラサル事狀ニ由リ既定ノ事業ヲ變更セサルヲ得サルトキハ東京府知事東京市區改正委員會ノ議定ヲ取リ內務大臣ノ認可ヲ受ケタルヲ施行スルコトヲ得但次回ノ東京府區部會ニ之ヲ報告スヘシ○第十二條　市區改正ノ爲メ一時巨額ノ支出ヲ要スルトキハ東京府區部ハ每年收入スヘキ特別稅ヲ目的トシ五十箇年以內ノ期限ヲ以テ公債ヲ募集スルコトヲ得其金額及起債ノ方法ハ東京府知事之ヲ定メ東京府區部會ノ議決ヲ取リ內務大臣大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ○第十三條　市區改正ニ屬スル會計ハ東京府知事特別ニ整理スヘシ○第十四條　市區改正ノ事務ハ東京府知事其執行ノ責ニ任スヘシ○第十五條　市區改正ニ係ル土地建物處分方法ハ別ニ之ヲ定ム○第十六條　本條例ハ明治二十二年一月一日ヨリ施行ス

○閣令第十四號

東京市區改正委員會ノ組織權限ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治廿一年八月十七日　內閣總理大臣伯爵黑田清隆

東京市區改正委員會組織權限

第一條　東京市區改正委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長
委員
內務省高等官　三人
大藏省高等官　三人
陸軍省高等官　三人
農商務省高等官　二人
遞信省高等官　二人
警視廳高等官　二人
東京府高等官　二人
東京府區部會議員　十人
幹事
書記

第二條　委員長ハ內閣ニ於テ之ヲ特選シ委員ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス但東京府區部會議員ハ區部會ニ於テ之ヲ選定ス○第三條　幹事ハ委員長ニ於テ委員中ヨリ之ヲ選定シ委員長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ整理ス○第四條　書記ハ東京府屬ヲ以テ之ヲ充テ上官ノ指揮ヲ受ケ文書計算ニ從事ス○第五條　委員長ハ議事ヲ整頓スル」委員長事故アルトキハ其指名シタル委員ヲシテ事務ヲ代理セシム○第六條　委員會ノ議事規則ハ該會ニ於テ之ヲ議定シ內務大臣ノ認可ヲ受ク可シ○第七條　會議ハ過半數ニ依テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ可否スル所ニ依ル○第八條　委員會ハ義ニ東京市區改正審査會ニ於テ議定シタル方案ニ據リ特ニ其改正ヲ要スルモノヽミヲ議定シテ市區改正ノ設計トナシ及每年度ニ於テ施行スヘキ事業ヲ議定ス○第九條　委員會ハ市區改正ニ關スル事項ニ付各廳ニ照會往復スルコトヲ得○第十條　委員會ハ市區改正ノ實施ニ方リ委員ヲ派遣シテ之ヲ檢察セシメ設計ニ違フモノアレハ東京府知事ニ照會シテ其改正ヲ要求シ時宜ニ依リ內務大臣ニ具狀スルコトヲ得

○大藏省訓令第四十號

北海道廳　府縣　沖繩縣

本年六月三十日以前ノ製造裝置ニ係ル刻烟草ニシテ來ル九月三十日迄ニ賣捌ニ至ラサルモノハ租稅檢査員審明ノ上特ニ其印紙ノ交換ヲ許スヘシ但交換ノ手續ハ別ニ告示スヘシ

明治廿一年八月十九日

○國稅ニ關スル訓令

日附を以て岐阜縣ノ問ニ付シタル明治十九年內務大臣ノ訓令ニ基キ右訓令ニ於テハ唱ヘタルモノ共稱號ハ一切之ヲ付スルモノトス但シ共改正ハ要スル者ハ別ニ之ヲ定ム」

○猪苗代通信

地震　噴火後ノ地震ハ噴火口ノ崩壞ニ基ク者ト推想シ、共狀中凹ニ見ヘザリシ小磐梯山ノ一部ハ今ハ見ヘザリシ者多カリシ人心ハ漸ク安定シテ地震ハ噴火ノ前ニ比シ南北ノ方向ニ於テ大ニ減少シタル人心ハ漸ク安定シテ恰モ屏風ノ如キ者多カリシ梯ヶ峰